

平成22年（行ウ）第516号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋 利明

被告 国（処分庁 関東地方整備局長）

### 証拠説明書（甲14-15）

平成23年3月9日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 谷合 周三

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲14	『逐条解説 河川法解説』改訂版 抜粋 写し	18年10月	河川法研究会	本件情報は、利根川水系というわが国最大の水系における河川管理施設の新設構想にかかわるものであるから、その整備計画等は、現行河川法が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる対象とするものであること、 したがって、現行河川法に基づき、住民の意向は「できるだけ早い段階から」考慮していくことが必要であること等。
甲15	東京地裁平成15年12月12日判決 写し	15年12月12日	東京地裁	未確定のダム設置計画が公表された場合に、事業関係者等に対してなされる「適切な方法による具体的な働きかけは、法が当初から前提としていたものというべきであり」、「公開しないことによってそのような国民の働きかけがされないようにすることは、むしろ、法の趣旨に反するものというべきである。」こと等。